

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 18 日

都道府県
各 指定都市 被災者見守り・相談支援事業 主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

新型コロナウイルス感染拡大防止等のための
被災者見守り・相談支援事業における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、被災者見守り・相談支援事業の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき感染予防のための対策を講じた上で、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

今般、感染拡大防止の観点から支援方法を変更する中で、復興住宅に入居されていた住民が亡くなるという事案が発生いたしましたことを踏まえて、見守り・相談支援事業の実施における留意事項を周知いたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

1. 被災者の見守り・相談支援について

- (1) いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員や支援員（以下「職員等」という。）の手洗い、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる職員等の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

【参考】「三つの密」（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年5月14日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

- (2) 見守り・相談支援を行うに当たっては、対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用すること。
- (3) 電話等による対応を行った際に支援対象者への連絡が不通であった場合は、支援対象者の健康状態や年齢、世帯の状況等に鑑み、必要に応じて繰り返しの電話連絡や訪問等を検討すること。
- (4) 支援対象者宅へ訪問する場合には、インターホンやドア越しの会話などの方法も検討すること。
- (5) 支援対象者に関する情報が支援機関において適切に共有されるよう、行政内部の連携を密にし、また地域住民や地域の関係機関との連携体制の構築に努めること。

2. 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業等の実施について

- (1) 予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムの実施に当たっては、基本的に、緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用の検討等、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

電話:03-5253-1111(内線2218)